

2011 年 6 月 24 日

国立大学法人大阪大学総長
鷺田清一殿

大阪大学箕面地区教職員組合執行委員長

竹村景子



団体交渉の申し入れ

何よりもまず、2011 年 3 月 17 日付の大阪府労働委員会の命令書に従い、国立大学法人大阪大学総長 鷺田清一は、大阪大学箕面地区教職員組合執行委員長竹村景子に対し、

「当法人が、貴組合らとの団体交渉において、開催時間及び開催場所の条件を限定したことは、大阪府労働委員会において労働組合法第 7 条第 2 号に該当する不当労働行為であると認定されました。今後、このような行為を繰り返さないようにいたします。」

という文書を速やかに手交しなければならない。

この点を踏まえた上で、以下の 14 の問題について団体交渉を申し入れる。なお、項目 1～5 については継続交渉項目であり、6～14 については新規交渉項目である。

日程および場所として下記を提案する。

2011 年 6 月 27 日(月) 9 時 00 分～11 時 00 分 箕面キャンパス

2011 年 6 月 30 日(木) 10 時 00 分～12 時 00 分 箕面キャンパス

1. 大阪大学は旧外大教員に保証された 65 歳定年時の退職金を満額支払うこと

旧外大教員は、大阪外大で 65 歳を定年とする就業規則の下で働いていた。その諸権利は、統合後も包括的に保証される。また、法人化の時点で、外大教員の退職金は国が保証している。大阪大学は、65 歳まで働く我々の退職金を満額支払う義務がある。なぜ、支払わないとするのか？ その理由は何か？ 説明できるものなら、説明せよ。統合後も保障される私たちの権利を尊重すること。本来、我々が受け取るべき退職金を支払え。そうしない場合は、争う場を団体交渉から法廷に移す。

2. 大阪大学は外国人特任教員の帰国旅費を支払うべきである

外国語学部の日本語を除く 24 専攻語の外国人の教員は、大阪外国語大学の時代から外国語教育には不可欠のネイティブ教員で、「客員教授」として着任していただいていた。外大が阪大になっても、彼らの身分が外国人教師から特任教員となっても、外国語学部の教育の質を維持、発展させるという彼らの役割は変わらない。来日時の旅費と同様、帰国旅費も大学が支払って当然である。

「私たちに難民になれというのか！」と怒る外国人教員もいる。大阪大学にとって不名誉なことである。実際、外国人の教員は、賃金の一部を帰国旅費に積み立てている。南米やアフリカに帰る教員にとっては、生活費を切り詰めることになる。賃金は生活に必要な代価である。大阪大学は、賃金は賃金、旅費は旅費としてそれぞれ支払わねばならない。

3. 大阪大学は事務補佐員の雇い止めを即刻やめるべきである

現在、事務補佐員は 6 年間の勤務後に好むと好まざるとにかかわらず「雇い止め」という制度によって辞職に追い込まれている。しかしながら、諸事情から事務補佐員として勤務する方がライフスタイルに適合している、あるいは、事務補佐員として勤務しなければ他の事象に不都合が生じるという労働者も存在している。そもそも、雇用期限の根拠法とされている労働基準法は、働き続けたい労働者に不利益となる首切り(雇い止め)を強いるものではなく、その待遇に甘んじたくない労働者がその環境から脱出する権利を保障するものである。雇い止めはそういった労働者の「働く権利」を奪う制度であり、決して容認できるものではない。即刻やめるべきである。

4. 大阪大学は事務補佐員の交通費を賃金とは別途支払うべきである

2 の交渉事項と同様、賃金は賃金、交通費は交通費として支払われなければならない。交通費も含めて、高い時給を出しているという釈明が通用する社会が、いったいどこにあるのか？ 賃金に含まれて支払われる交通費は、課税対象となる。賃金は賃金、交通費は交通費として別個に支払わねばならない。

5. 大阪大学は駐車場を無料化すべきである

たとえば、診察を受ける方が阪大病院に車で来る場合、駐車料金を支払う前に診察券カードを入ると無料になる。一方で、車による通勤を許可され、交通費も支給されている教職員が職場に車で来ると、駐車料金を支払わなければならない。我々教職員は、個人の都合で阪大に来るのではなく、働くために来ている。駐車料金を支払わなければならない理由がさっぱりわからない。大阪大学は、働くことを目的で阪大に来る我々教職員が駐車料金を支払う合理的な説明をしなければならず、それができない場合、駐車場を無料化しなければならない。

6. 大阪大学は64歳、65歳の賃金を第2期中期計画後も引き下げてはならない

第2期中期計画後に64歳、65歳を迎える旧大阪外国語大学教員は、大阪大学と統合したために64歳、65歳の賃金が不利益変更になる。さらに、これに伴い退職金も減額されることになり、二重の不利益変更である。

7. 大阪大学は東日本大震災および福島第一原発事故を理由に我々教職員の賃金を下げてはならない

日本政府は6月3日、東日本大震災および福島第一原発事故が国家予算に与える影響を理由として、国家公務員給与を3年間にわたり5%~10%を引き下げる法案を国会に提出した。その閣議決定において、職員が非公務員である国立大学・高専にも、国に合わせた「必要な措置」を「要請」している。法人化後も人事院の決定を根拠として賃金を下げてきた大阪大学が、この要請に応えることを我々は許さない。まず手続き上の重大な問題がある。政府はこれまで、国家公務員の労働基本権を剥奪した「代償措置」が、人事院勧告制度であるとしてきた。今回の政府の措置は、人事院勧告制度によらず、国家公務員の組合と職員の合意を得ずに給与引き下げを決定しており、国家公務員の権利を侵害する違法なものである。そして、それは、我々の賃金を下げる合理的な根拠にはならない。また、6月の期末勤勉手当についても、6月16日に公表された「平成23年6月期賞与の支給基準について」によれば、期末手当1.225月分、勤勉手当0.645月分、合計1.87月分となっており、前年比0.2月分のマイナスで期末手当1.225月分、勤勉手当0.675月分の合計1.9月分だった昨年分よりもさらに0.03月分のマイナスとなっている。何の説明もなしに減額することを我々は許さない。

8. 大阪大学は箕面地区においても豊中地区および吹田地区と同様に放射線量の測定をすべきである

聞くとところによれば、豊中キャンパスと吹田キャンパスでは福島第一原発の事故を受けて放射線量を測定し、数値を公開しているとのことだが、なぜ箕面キャンパスでは行わないのだろうか。なぜ、安心して学べる環境を整えてくれないのだろうか。これは、豊中キャンパスの共通教育科目等を通じて、正しく放射能について学ぶ学生たちの問いである。私たちが安全であることを確認して働きたい。「全てのキャンパスにおいて全てのことを平等に」というのが大阪大学の目指すところであるならば、箕面キャンパスにおいても放射線量の測定とその数値の公開を行なうべきである。

9. 大阪大学は小野原の外国人教員宿舎の備品について最大限の配慮をすべきである

小野原東に位置する外国人教員のための宿舎は、建物自体の老朽化が進んでいることもさることながら、備品の電化製品の劣化が著しい。テレビに関しては地上デジタル化に伴って一斉に交換されたが、他の製品に関しては「壊れるまで使え」という方針であると聞く。外国人教員たち

は、むやみに新しいものが欲しいと訴えているのではなく、たびたび故障や不具合が起こって困惑していること、また、節電の意味からできるだけ新しい製品で省エネ対策が進んでいるものの方が望ましいことから、備品の交換を望んでいる。異国の地で働く者に対して、最大限の配慮をすべきである。

10. 大阪大学は外国人教員およびその家族が安心して生活し、勤務が続けられるよう、十分なサポート体制を敷くべきである

旧大阪外国語大学時代から、各専攻語の外国人教員およびその家族の「世話」は、「世話人教員」と称される専任教員が行なうことが暗黙の了解となってきた。来日の際に空港まで出迎えに行くことから始まり、来日直後の当面の生活が成り立つようするための買い物、役所や病院などの公的施設への付き添い、学校に通う子供がいる場合はその入学手続きのサポート等々、ありとあらゆる世話を教員が行なっているのが実情である。しかも、事務からの「日本語」による諸連絡は、当然のように教員が翻訳・通訳して伝達せねばならないことになっている。さらに、そういった「業務」は全て「ノーペイ」である。

外国人教員を雇用しているのは大学であり、教員一個人ではない。本来、大学側が外国人教員およびその家族の勤務上および生活上のサポートを行なうべく、きちんとした体制を整えるべきである。現に、東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所では、外国人教員をサポートするための担当事務員（少なくとも英語でコミュニケーションがとれる）をきちんと配置し、日常的なサポートを行なっている。大阪大学も早急に十分なサポート体制を敷き、特定の教員に多大な負担がかからないようにしなければならない。

11. 大阪大学は節電のためにエアコン使用の制限を行なうのであれば、箕面キャンパス構内で植樹を行なうべきである

東日本大震災後の節電への配慮から、真夏であっても授業での使用を除いて教室でエアコン使用を制限するという通達があったが、箕面キャンパスは学生たちが授業以外の時間を過ごす場所が極端に少なく、豊中キャンパスや吹田キャンパスのように緑に囲まれているわけでも芝生の広場があるわけでもないの、キャンパス内で「涼む」ことができない。また、周囲は住宅地であるために外へ出て涼をとることも非常に難しい。キャンパス内の緑化整備の観点からも、節電を推進するという観点からも、学生たちが集える場所に植樹を行なって、木陰を作ることを考えてほしい。

12. 大阪大学は箕面キャンパスで授業を行なう全教員に対して箕面キャンパスに関する全情報を伝達すべきである

統合後に吹田地区もしくは豊中地区の所属となったが、現在も箕面キャンパスに研究室を持ち、外国語学部の授業を担当する教員が少なからず存在する。驚いたことに、彼らにとっても「働く

場所」であるはずの箕面地区で行なわれる改修工事の情報やメンテナンスのための一時的な停電等の情報が、彼らには一切伝わっておらず、そのために不都合が生じたり困惑したりしたことがあると聞いている。「指揮命令系統」が重要だという立場をとっていると、このような問題が生じるのであるが、大学はこのような問題を全然把握できていないのではないか。早急に体制を改善し、箕面地区で働く者全てに必要な情報を伝達するべきである。

13. 大阪大学は産前休暇について見直しを行なうべきである

大阪大学は男女共同参画社会の実現を目指している大学であるにもかかわらず、就業規則において産前休暇は6週間(多胎妊娠の場合は14週間)となっている。妊娠・出産しても仕事を続けることを選択する女性にとって、自分の体調管理は非常に重要な問題であり、妊娠によって母体および胎児が受ける影響は個人によって千差万別である。産後休暇は8週間となっているが、妊娠中の体調管理が難しい場合を想定できていないため、いまだに6週間のままで良しとされていると推察する。女性が真に働きやすい職場を目指すのであれば、多くの地方自治体や他の国立大学と同様に、産前休暇も8週間とすべきである。

14. 大阪大学は総長の選考方法を見直し、改善すべきである

先般行われた総長選挙は、「非民主的選挙」の極みであった。選挙権を持つ者が非常に限られている上、投票できる時間帯と場所も非常に限られている。そして、「立候補」もなしにやみくもに投票するという方法では、真に全構成員が望む総長が選出できるとは到底思えない。何らかの恣意的な考えが動くことは容易に想像される。ましてや、本来、「自分が通う大学のトップ」がどのようなことを考えているのかを一番に知らされねばならない学生たちは蚊帳の外である。大阪大学は、可及的速やかに、総長の選考方法を構成員全てに開かれた民主的な方法に改善するべきである。